

平成31年度  
退職互助部  
新退職組合員説明会

# 1 説明に入る前に・・・

## ☆送付資料確認

- 指定旅館利用補助券発行申請書
- 互助組合宛の封筒
- 互助組合員会員証（加入配偶者のみ）
- 退職互助部ハンドブック
- 実習用資料

同封されていないものがある場合は、互助組合事務局にご連絡ください。

## 2 退職互助部ハンドブック

- 各種事業の請求（申請）方法が掲載されています。
- 各種請求（申請）様式が掲載されています。  
（ミシン目入り）
- 毎年度発行されますが、1年間大切に保管してください。  
（3月発送）

今年度分からカラー印刷にして、大変見やすいレイアウトに変更しました。

### 3 退職互助部制度について

- ・退職後のサポートを目的に昭和48年に発足した制度。
- ・教職員にしかない制度

33～35歳  
の間に参加



掛金積立  
(240回)



退職後  
資格取得

現職組合員

退職組合員

終身資格

## 4 退職組合員番号について

☆表紙に退職組合員番号の記入をお願いします。

(問合わせ、各種申請・請求手続きに必ず必要)

※ “退職組合員番号” は、同封されております

「退職組合員証兼台帳」の上部に記載されております。

退職互助部事業を受ける際に必ず必要です。

確認方法を覚えておくか、番号を記憶してください♪

## 5 前年度からの変更点

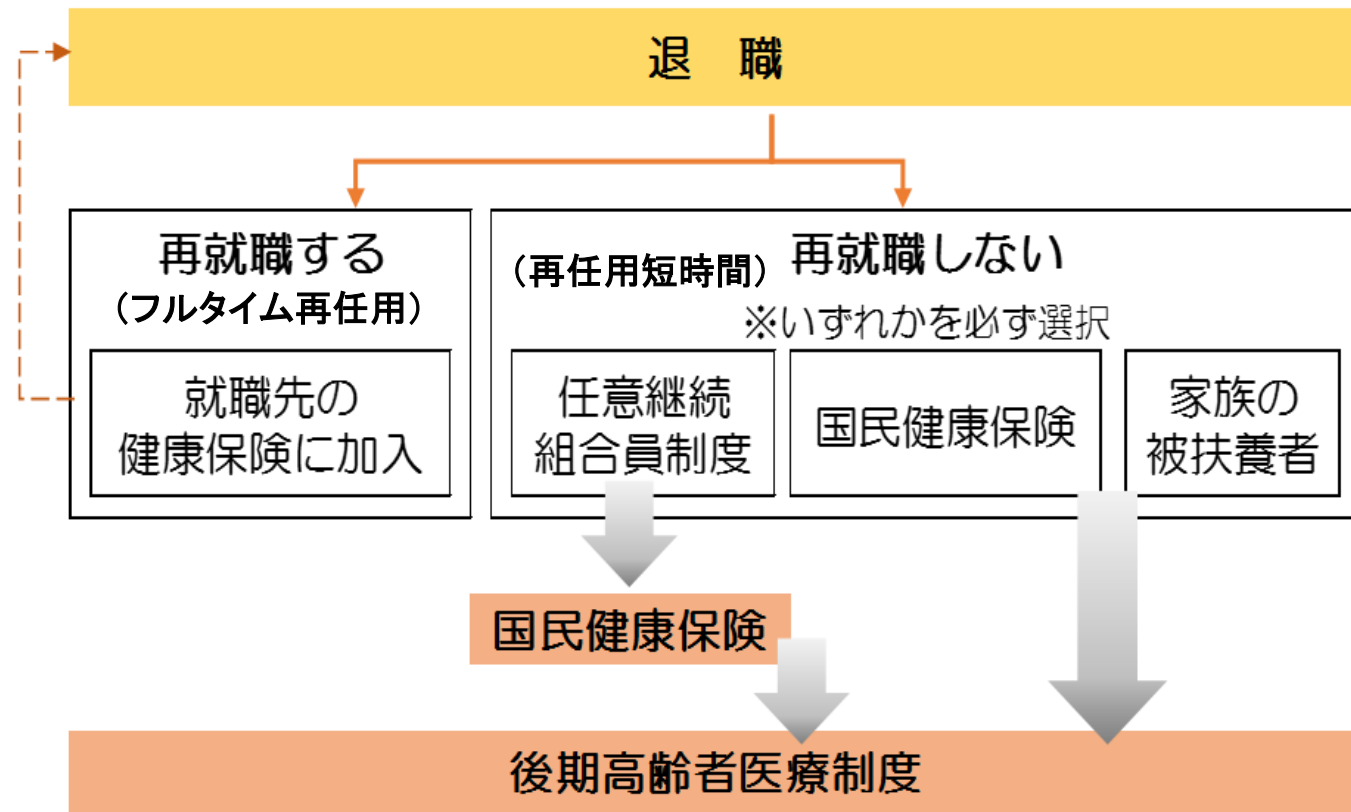
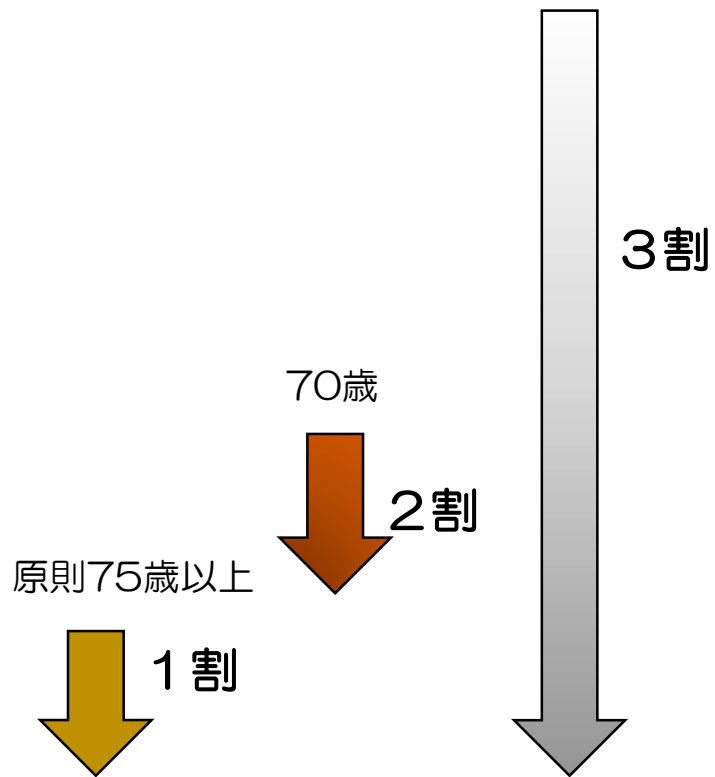
### 【医療補助金事業】

- 医療費のお知らせを利用した請求が可能となった。  
(2019年4月以降受診分)
- 処方箋発行元医療機関が異なっても、  
同じ調剤薬局の合算が可能となった。
- 医療補助金請求書の様式が変更になった。

その他事業の改正も併せてご確認ください。

# 6 退職後の医療保険制度

医療費の自己負担割合



※ 70歳以上であっても所得により3割負担の場合もある

# 7 住所などの変更手続きについて

住所、電話番号、送金口座、医療保険、公費負担（障害者手帳等取得時）などの変更

特に！

組合員・加入配偶者、  
各々で届出が必要

☆お引越し等による住所変更

→ 退職互助部ハンドブックなどをお届けできなくなります。

☆医療保険（健康保険証）の変更時

→ 医療補助金の審査ができず、給付できません。

必ず互助組合に届出をお願いします。



## 8 広報紙・ホームページについて

### 【広報紙】

年に3回送付されますので、必ず確認してください。

### 【ホームページ】

常に最新の情報を掲載しています。

是非ご活用ください。

各種事業の改正、案内を掲載しますので、確認していきなくて損した・・・などにならないようご注意ください。

# 9 給付事業一覧

【対象者】 退職組合員本人及び退職加入配偶者

## 1 医療補助金

保険適用の医療費について、一部を補助

## 2 長寿祝金

77歳、88歳、99歳になられる月に、1万円を給付します。

（自動給付） ※お誕生月初旬に送金案内が届きます。

## 3 弔慰金

組合員（加入配偶者）の死亡時にお見舞金として給付

# 10 医療補助金（7頁～）

## 【要件】

①保険診療による一部負担金が対象

※保険診療外のものは対象となりません。

例 健康診断、予防接種、介護保険適用分など

②病院・薬局別、入院・外来別、内科・歯科別に  
ひと月の合計が1,670円以上が対象

（医療費の支払月ではなく、受診月で合計）

## 【対象者】

退職組合員、退職加入配偶者（家族は対象外）

# 10 医療補助金（7頁～）

## 【請求できる期間】

受診月の翌月～互助組合受付月が3年以内  
（同月受診分は、追加請求不可）

## 【対象外となる経費】

- 介護保険制度の自己負担
- 入院時の食事代など（13頁参照）
- 保険外の治療費や検診などの自費分

## 【給付金の送金】（退職互助部事業は全て）

互助組合受付した月の翌月末日（土日祝日は前営業日）

# 10 医療補助金（8頁）

## 【医療補助金の請求手続き】

**A型請求**：医療機関に記入してもらい、請求する方法

**B型請求**：ご自身で記入して請求する方法

### ●A型請求（8頁）

記入例（9頁）で説明

# 10 医療補助金（10頁）

## ●B型請求の場合

### ①領収証の仕分け

（療養者別、病院等別、診療月別、外来・入院別）

②仕分け後の領収証を基に月合計で1,670円以上のものを記入する。

③領収証の添付（糊付けしない）

【領収証の要件】（13頁）

- ①療養者氏名
- ②医療機関名、印
- ③領収金額
- ④受診年月日
- ⑤医療費総点数（総医療費）

# 10 医療補助金（13頁）

【医療費のお知らせを使った請求方法（B型請求改）】

- ①年に1～6回、保険者より送付される
- ②領収証の仕分けが不要

領収証の仕分けがわからないという問合せが多数であったため、利便性向上のため導入しました。

# 10 医療補助金（15頁）

## 【高額療養費】（15頁）

年齢や所得に応じて定められている「自己負担限度額」を超えた金額の給付が受けられる制度です。

なお、70歳以上の方は、外来のみの自己負担限度額が設けられているのが特長です。

医療補助金も自己負担限度額を基に、  
医療補助金を算出しています。



# 10 医療補助金（15頁）

## 【福祉医療費】（15頁）

- 身体障害者手帳の所持者は、医療費の助成を受けることができます。（所得の制限あり）
- 身体障害者手帳1・2級（市町や年齢によっては3、4級）は、月1,600円以上とならないため、医療補助金の対象外。ただし、所得の制限により助成が受けられない場合は、対象です。（却下通知書の写しの提出が必要）
- 身体障害者手帳3級以下は、一部を助成されるため、医療補助金はその助成額を差し引いて算出します。

# 10 医療補助金（16頁）

Q&Aを参照してください。

【○印は通院】

受診日	A 内科	B 薬局	C 歯科	D 外科
平成31年4月	○	○	○	
平成31年5月				○
平成31年6月			○	
平成31年7月	○	○		○
平成31年8月	○	○	○	
平成31年9月	○	○		○

行でまとめて請求！

列でまとめて請求すると、対象外が発生しやすい

# 1 1 弔慰金（18頁）

組合員、加入配偶者が亡くなられた時に、ご遺族からの請求により給付されるものです。

## 【給付額、給付内容】

テキストをご参照ください。

## 【注意事項】

- 互助組合では、長崎新聞のお悔み欄で確認を行っておりますが、未掲載や他県在住の場合は、ご遺族への連絡が取れませんので、互助組合に必ずご連絡ください。

# 12 福祉厚生事業一覧（19頁）

【対象者】 退職組合員本人及び退職加入配偶者

## 1 福祉給付金

身体障害者手帳を所持され、医療補助金の対象とならない方にお見舞金として給付

## 2 検（健）診・ドック補助

市町実施する検診等や、医療機関で受けられたドック等の一部を補助する事業

## 3 指定旅館利用補助（宿泊補助）

互助組合が指定する旅館等に宿泊利用した場合1泊2,000円を補助（3泊まで）

# 13 福祉給付金（20頁）

## 【手続き】

福祉給付金は初回のみ身体障害者手帳、福祉医療費受給者証のコピーを添付して、変更届けによる届出が必要です。

## 【送金口座の事前確認】

送金予定月の月初に送金口座確認の通知が届きます。

変更がある場合は、先ほど説明しました変更届けの提出をお願いいたします。

## 14 検(健)診・ドック補助（21～22頁）

### 【給付内容】

受診月を基準に、年度で1.5万円を上限として補助

### 【給付対象外】

予防接種、医療保険適用分の検診代 等

### 【請求方法】

A型 補助金請求書に受診した病院に記入してもらう。

B型 補助金請求書に領収証を添付し、ご自身で記入する。



互助組合へ送付

# 15 検(健)診・ドック補助（23頁）

## 【B型請求時の領収証の要件】

受診者氏名、医療機関名及び押印、検診（ドック）の内容、  
領収金額、受診年月日

上記内容の記載がない場合は、ご返送いたしますので、受診された病院等へご確認し、再度請求してください。

# 16 支部活動（24頁）

皆様が在住される市町に各支部が配置され、役員等の方々のご協力のもと支部独自の事業を実施されています。

## 【開催事業】

テニス、グラウンドゴルフ、ボウリング、研修旅行、各種サークル活動、趣味の作品展 等 （各支部による）

## 【留意事項】

- 「支部だより」により、各種案内があります。
- 支部独自に実施されているため、互助組合では把握していませんので、支部役員へお問合わせください。



# 17 指定旅館利用補助（25頁）

互助組合が指定した旅館やホテルに宿泊利用した際に、1泊2,000円の補助（割引）が受けられます。

## 【利用方法】

- テキストをご参照ください

## 【注意事項】

- 宿泊後の補助券発行はできません。
- 利用されなかった場合は、互助組合に返却してください。
- 旅館名等は正しく記入してください。

## 18 会員証割引事業（35頁）

互助組合会員証を提示することで、割引や特典が受けられるサービスです。

### 【対象施設】

- ・ 35頁～を参照ください。

### 【留意事項】

- ・ 加入配偶者の会員証は同封しています。  
（組合員の方は、現職時に配布したものを継続利用）
- ・ モバイル版会員証の使い方は35頁枠内を参照

# 最後に・・・

39頁以降にこれまで説明しました内容に必要な、各種請求、申請様式を掲載していますので、コピーするか切り取って使用してください。（ホームページからダウンロード可）

- |                  |    |
|------------------|----|
| ①医療補助金請求書        | 5枚 |
| ②検（健）診・ドック補助金請求書 | 2枚 |
| ③組合員台帳 記載事項変更届   | 2枚 |

なお、**指定旅館利用補助申請書は複写式**となっていますので、掲載せず、同封しております。

年1回送付分（3月送付）で不足する場合は、互助組合にご連絡ください。

# 最後に・・・

確定申告についても58頁に簡単に説明を掲載しています。

互助だより、退職互助部ハンドブックを活用し、  
退職互助部事業をご利用ください。

確認不足（知らなかった）などで、損をする場合もありますので、必ず互助だより等には目を通すようお願いいたします。